

新型コロナウイルス関連情報（3月15日現在）

1 喫連邦保健省によれば，15日（日）15時現在，新たにオーストリア国内で205名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は860名となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 254名（+48）（内治癒数：2名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 159名（+43）
- ・ウィーン市（州） : 122名（+21）
 (内死亡数：1名，治癒数：3名)
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 111名（+29）（内治癒数：1名）
- ・シュタイアーマルク州 : 111名（+40）
- ・フォアアールベルク州 : 48名（+14）
- ・ザルツブルク州 : 39名（+9）
- ・ブルゲンラント州 : 10名（+0）
- ・ケルンテン州 : 6名（+1）

2 15日，当地国民議会（下院）がコロナ緊急対策の法案審議のために招集され，クルツ首相が以下の措置を発表しました。

- ・16日（月）から集会を禁止。（子供の）遊技場，運動場を閉鎖。

外出は原則として① 先延ばしできない職務への従事のため，② 生活必需品等の調達のため，③ 他の市民の援助のために限定され，必要があり外出する際は，1人か，あるいは同居人とのみで行う必要がある。

取り締まりのため警察が巡回し、集会禁止に違反した場合罰金が科される。

- ・ レストランを17日（火）から完全に閉鎖。（15時までの営業もなし）
- ・ 衛生・介護分野等での支援のための非軍事役務（過去5年に退役した者を含む）及び退役民兵の招集。

- ・ 英国，オランダ，ロシア及びウクライナからのフライトの停止。

（ 外務省は上記の国を危険レベル6に設定し、フライトの停止を17日（火）から行う旨発表。在住 人に対しては他の欧州の空港を経由した への帰国を勧告しています。）

3 また、感染拡大が続くチロル州のプラッター州首相が州内のすべての人に対する以下の例外を除く外出禁止措置を発表しました。

本措置は本日より始まり、まず一週間の期間で行うとのことです。

（例外）

- ・ 職場への出勤（ただし、可能な限りテレワークを行うよう要請）
- ・ 医療施設の利用
- ・ スーパー，ドラッグストア等への買い出し
- ・ 居住地への帰還のため、また同州から出る正当な理由がある場合
- ・ ATMでの預金の引き出し
- ・ ペットの散歩

4 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い，人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし、当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国

内務省は、健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので、ご注意ください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口，目，鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際，咳をする際は使い捨てティッシュに行くか，腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

5 また、5日、アンショバー保健相はオーストリアにおいて新型コロナウイルスへの感染が確認された37人（当館注：5日午前8時現在の確定症例数）に対し、現在12万9,000人が季節性インフルエンザ及びその他のウイルス感染症に罹患している旨述べました。季節性インフルエンザは前年に比して「強力な波」となっているものの、すでに消退期に入っているとのこと。ウイルス学者のレードルベルガー＝フリッツ氏によれば、オーストリアにおいて現在までに計24万5,000人が今季のインフルエンザに罹患したとのこと。

新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザの予防にも努めてください。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html